

国土交通大臣

齊藤 鉄夫 殿

要望書

建設産業の担い手の処遇改善と円滑な施工確保に向けて

令和4年2月

自由民主党

公共工事品質確保に関する議員連盟

建設産業の担い手の処遇改善と円滑な施工確保 に向けた要望

防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進し、激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命と暮らしを守り抜くことは、最重要の使命である。また、新しい資本主義の考え方にに基づき、「成長と分配の好循環」の実現に向けた取組を進める必要がある。

これを踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念である公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保や処遇改善を進めるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする今後の公共工事の円滑な施工を確保するため、今後の公共事業の執行にあたって、以下のとおり要望する。

一 公共工事設計労務単価・技術者単価の引き上げ

公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保や処遇改善に向け、建設業における賃金上昇の好循環を更に継続していくため、労務単価・技術者単価を引き上げること

一 公共工事の円滑な施工の確保の徹底

今後の公共事業予算の迅速・着実な執行を図るため、市場実態を反映した必要な諸経費を含む適正な予定価格の設定、低入札価格調査基準の見直しなどダンピング対策の徹底・強化、適正な工期設定、施工時期の平準化等について、地方公共団体発注工事も含め強力に推進し、公共工事の円滑な施工確保に万全を期すよう取り組むこと

一 建設産業の担い手確保の取組の推進

公共工事の品質確保のためには建設産業の担い手確保が不可欠であり、必要かつ十分な規模の公共事業量の安定的確保はもちろんのこと、処遇改善、働き方改革及び生産性向上の取組が急務となっていることから、新・担い手3法に盛り込まれた取組を着実に進めるとともに、現場や関係団体における取組実態等も踏まえたICTの活用やDXの推進等による生産性の向上、建設キャリアアップシステムの普及・促進などをはじめとして、関係団体から提出された要望事項（別添参考）を踏まえ、建設産業の担い手確保に向けた施策のより一層の促進・充実に努めること

一 賃上げ推進に向けた「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の適切な運用

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」は、賃上げを推進するための環境を整備するものであり、従業員及び下請け企業の賃上げ・処遇改善やパートナーシップによる価値創造に意欲のある企業が皆参加し、取り組むことができるよう、関係団体の意見も踏まえつつ、適切な運用を行うこと

令和4年2月10日

自由民主党

公共工事品質確保に関する議員連盟

参考

公共工事品質確保に関する議員連盟総会 (第十二回) における関係団体要望

- ・ (一社) 日本建設業連合会
- ・ (一社) 全国建設業協会
- ・ (一社) 全国中小建設業協会
- ・ (一社) 全国建設産業団体連合会
- ・ (一社) 建設産業専門団体連合会
- ・ (一社) 建設コンサルタンツ協会
- ・ (一社) 全国測量設計業協会連合会
- ・ (一社) 全国地質調査業協会連合会
- ・ コンサルティングエンジニア連盟
- ・ (一社) 日本道路建設業協会
- ・ (一社) 日本橋梁建設協会
- ・ (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・ 全国建設労働組合総連合

公共工事の円滑な施工確保と
建設技能者の処遇改善の推進に関する要望

令和4年1月18日

一般社団法人 日本建設業連合会

建設産業は、国土の守り手として大きな役割を担うとともに、基幹産業として経済・社会の発展を支えています。豊かな国民生活の実現や防災・減災、国土強靱化による国民の安全の確保のためには、公共工事の円滑な施工確保とともに、その担い手となる建設技能者の処遇改善、中長期的な育成及び確保を図ることが重要です。

昨年末に成立した令和3年度補正予算において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の前倒しの措置が継続されており、この対策を着実に進め、国民の安全・安心を確保するためにも、次の点について、要望いたします。

記

1. 建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ）

建設産業は他産業に比べ技能者の高齢化が著しいことから、公共工事のさらなる品質確保のためにも、将来の担い手確保に万全を期すことが重要です。

コロナ禍に伴う景気後退により、賃金引き上げを含めた建設技能者の処遇改善にブレーキがかかることが懸念されますが、防災・減災、国土強靱化を着実に推進していくためには、パンデミックによる一時的な事象に左右されることなく、処遇改善の取り組みを継続的に進めていく必要があります。

昨年12月国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説において、「建設業では、官と民が協働して、公共調達単価の引き上げや下請けの適正発注の徹底により、直近六年間で年平均二・七%と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を、他業種に広げます。」と、好事例として建設業が紹介されました。この取り組みを引き継ぎ、加速していくため、継続的な公共工事設計

労務単価の引き上げをぜひお願い申し上げます。

また、技能者の処遇改善のため、民間工事も含めたダンピングの排除（適正な請負代金と工期の設定）に向けた対策の強化をお願い申し上げます。

2. 防災・減災、国土強靱化に係る工事の円滑な施工に関する措置

防災・減災、国土強靱化を着実に進めるためには令和3年度補正予算も含め、今後の公共事業の円滑かつ適切な執行を図っていただくことが重要です。

日建連といたしましても、建設業界の中枢を担う総合建設業者としての責務を果たすべく、迅速かつ円滑な施工を行える体制の確保に全力で取り組んでいるところです。

また、公共事業について、発注者の理解と協力が不可欠な事項に関しては、発注者との意見交換等の場を通して要望・提案していくこととしています。

つきましては、適切な予定価格や工期の設定、配置技術者・技能者の効率的な活用など、円滑な施工に関する措置が着実に実施されるよう、国土交通省をはじめとする公共工事の発注者におかれまして、より一層のご支援を賜りたくお願い申し上げます。

さらに、防災・減災、国土強靱化の加速化、深化等を図るためには、中長期的視点に立った計画的な取組として当該対策に必要な公共事業費の安定的・持続的な確保を図ることが不可欠であることから、令和5年度以降については、当初予算において必要かつ十分な規模の公共事業費を確保していただくよう、格別のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

3. 建設キャリアアップシステムのさらなる普及・促進

工事の担い手確保のためには、公共工事設計労務単価の引き上げによる賃金水準の引き上げはもちろんのこと、建設技能者の週休二日の推進などによる働き方改革や退職金の適正な支給、社会保険への確実な加入など、総合的な処遇改善が必要です。

建設キャリアアップシステムは、そのための基本的インフラとして極めて重要なものです。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、受注者は、建設キャリアアップシステムについて、活用促進に向けた発注者の取組とも連携しつつ、下請業者に対し、その利用を促進することとされていることから、国において、建設キャリアアップシステムのさらなる充実・強化を促進し、加えて、他の発注者への建設キャリアアップシステムの普及への指導を、お願い申し上げます。

以 上

「成長と分配の好循環」のための公共工事の円滑な施工確保 及び建設業従事者の処遇改善に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

また、防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復には、地域建設業が公共工事の執行等で十分にその力を発揮することが不可欠です。

しかしながら、建設業従事者の高齢化が進む中、地域建設業では、若年層の入職等、将来に向けた担い手の確保・育成、そのための処遇改善や企業としての適正利潤の確保が喫緊の課題となっており、これらの課題の解決こそが、まさに政府の掲げる「成長と分配の好循環」につながるものと考えております。

また、その一環として、今般、政府が賃上げを行う企業を公共調達において優遇する方針を打ち出したところですが、地域建設業が、適正利潤を確保しつつこの方針に対応するためには、賃上げ資金の確保方策及び市町村や民間の発注工事も含めたダンピング対策の強化が不可欠です。

このため、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 建設技能者の賃上げ資金の確保のため、引き続き、公共工事設計労務単価の引上げを行うこと。
また、現場技術者その他従事者の賃上げ資金の確保のため、積算基準における現場管理費及び一般管理費の引上げを行うこと。
2. 建設技能者その他従事者の賃上げを行う建設企業が、競争上不利になることがないように、ダンピング対策を徹底・強化すること。
このため、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠(0.92)の引上げと同計算式における現場管理費の算入率(0.90)及び一般管理費の算入率(0.55)の引上げを行うこと。
3. 公共工事の円滑な施工のため、受注者サイドの受注体制や採算基準等に適合しない発注、これに伴う不要な不調不落が発生することのないよう、受発注者間の緊密な連携のもと、適切な発注時期や工期、施工時期の平準化、現場条件が整ってからの発注、資機材価格の高騰等の実情に合った積算その他公共工事における入札契約の改善を行うこと。

要 望 書

令和4年1月18日

一般社団法人 全国中小建設業協会

公共工事の円滑な施工確保と建設技能者の 処遇改善に向けた要望書

平素より当協会の活動に対しまして、格別のご指導、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建設産業は、国土の守り手として大きな役割を担うとともに、重要な産業として経済・社会の発展に寄与しております。国民の安全と安心の確保のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的かつ着実に実施するためにも、中小建設業界は、災害時には地域において先頭に立って地域住民を守り、また、地域における主要産業として雇用を守る「社会に貢献する力強い地場産業」として役割を果たして行くことができるよう、公共工事の円滑な施工の確保、担い手の確保が必要不可欠となっております。以下の項目について要望いたします。

記

1. 公共工事設計労務単価の引上げ

中小建設業は、公共事業への依存度が極めて高く、経営状況は非常に厳しいものがあります。地方公共団体の多くは、国の公共工事設計労務単価を参照しており、その動向が公共事業への依存度の高い中小建設業界に大きく影響を与えます。今後も地域に密着した中小建設業者が建設技能者の処遇改善が図られるよう公共工事設計労務単価の引上げを要望します。

2. 最低制限価格の引上げ

中小建設業の経営状況は常に厳しい状況下にあります。地方公共団体発注工事において応札額は最低制限価格に集中しており、応札額は

中小建設業者の存続に直接関係しますので、最低制限価格率を95%以上への引上げを要望します。

3. 工事の円滑な施工確保について

中小建設業者の多くは、地方公共団体の公共工事を主に受注しております。公共工事が円滑に実施されるよう、最低制限価格の引上げ、適正な工期の設定、工事発注及び引渡時期の平準化などについて、地方公共団体と連携して取り組まれるよう要望します。

また、改正品確法等の発注関係事務の運用指針や、働き方改革の取り組みなど、国の施策の趣旨が、地方公共団体の担当者まで浸透することが重要なことから指導の徹底を図られるようお願いいたします。

以上

要 望 書

令和4年1月18日

一般社団法人 全国建設産業団体連合会

公共工事の円滑な施工確保と令和4年度 公共工事設計労務単価についての要望事項

平素から本連合会の活動に対しまして、格別のご指導、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年4月からの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、実施期間や予算規模、事業範囲が大幅に拡充されるなど、近年にない規模の大きな公共事業予算の計上にご尽力賜り心から感謝申し上げます。

我が国の建設産業は、社会資本整備、防災・減災、国土強靱化の担い手として、国民生活の向上、国民経済の健全な発展、公共の福祉の確保、さらに地域の危機管理体制に欠かすことのできない基幹産業です。

一方、我が国の少子・高齢化は急速に進展しており、建設産業の将来の担い手の確保の観点から処遇改善やDXの推進による生産性の向上を図ることが喫緊の課題であり、引き続き進めて行く必要があります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に直面してから約2年となり、我が国経済に大きな影響を及ぼしている中、公共工事の円滑な施工確保を図り建設産業がその役割を着実に果たすとともに、将来の担い手確保・育成・定着に向けた処遇改善に引き続き取り組むため、以下の事項について要望します。

1. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が盛り込まれた令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算に係る公共工事の円滑な執行にあたり、地域建設産業の受注機会を確保すること
2. 技術者・技能者の効率的な活用を図るため、施工の平準化及び納期の分散化を図るとともに、気象状況や労務の需給状況など地域の実情に応じた発注をすること
3. 発注にあたっては、適正な価格による契約（見積もり徴収の活用、ダンピングの排除、設計変更等の適切な実施）、適正な工期設定、適切な繰越制度の有効活用を行うこと
4. 測量、地質その他の調査及び設計の発注にあたっては、公共

工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策、変更契約等の実施、適正な履行期間の確保、履行時期の平準化及び納期の分散化、技術者等の就労環境の改善等に努めること

5. 建設技能者の処遇改善にとって極めて重要な公共工事設計労務単価について、更なる引き上げを行うこと

令和4年1月18日

一般社団法人全国建設産業団体連合会

会 長 岡野 益巳

要 望 書

一般社団法人 建設産業専門団体連合会

令和 4 年 1 月 18 日

建設現場は重層下請構造という業界特有の体制により施工されますが、下請各種専門工事業は、元請・下請の関係性から適正な請負金額を確保できないことがある中、給与の抑制など技能労働者の処遇を犠牲にしながら社会資本の維持・整備、災害復興などの公共工事や民間発注工事の適正施工に努めております。

近年、建設業界の担い手が確保できない状況が続き、特に専門工事業界はその兆候が顕著となってきており、若者が希望を持って入職しようと思える建設産業への環境整備が不可欠となっています。このため、技能労働者の賃金の向上、週休二日の確保等の処遇改善を喫緊の課題として、行政及び元請企業団体とともに当会傘下会員団体等建設産業全体でその対応に取り組んでいるところです。

こうした状況を踏まえ、業界内の処遇改善等が推進され、担い手を確保し、公共工事が円滑かつ適正に施工されるよう、品確法の運用、建設業の担い手確保に向けた取組のフォローアップに際し、特にご配慮いただきますようご要望申し上げます。

要 望 事 項

1. 技能労働者の賃金アップに取り組んでいる中、令和4年度の公共工事設計労務単価の設定にあたって、各職種における技能労働者の賃金の低下につながらないよう公共工事設計労務単価の引き上げにご配慮をお願いします。
2. 事業の執行にあたり、都道府県・市町村発注工事及び民間事業者発注工事も含めて徹底したダンピング排除をお願いするとともに、工事現場の週休2閉所を考慮した適正な工期の設定と施工時期の平準化に配慮しつつ、迅速に発注されるようお願いいたします。
3. 工事量の繁閑等による請負金額の赤字調整を、下請専門事業者へのしわ寄せによって解消させることのないよう、公共団体発注工事のみならず民間事業者発注工事を含めて、適正な請負金額が確保されるよう措置・指導をお願いします。
4. 建設業の担い手確保施策の柱としている建設キャリアアップシステムを、すべての工事現場で稼働させるよう、品確法に位置付ける規定のご検討をお願いします。
5. 品確法の運用が、民間事業者発注工事の受注・施工にも規制が及ぶよう措置いただき、下請施工構造下における専門工事業の発展及び建設技能労働者の処遇改善につながる対策をお願いします。

令和4年 1月吉日

公共工事品質確保に関する議員連盟
会長 根本 匠 様

業務量の安定的な確保 及び
設計業務委託等技術者単価の引き上げ等
についての要望

| | | | |
|--------|--------------|----|-------|
| 一般社団法人 | 建設コンサルタンツ協会 | 会長 | 野崎 秀則 |
| 一般社団法人 | 全国測量設計業協会連合会 | 会長 | 方波見 正 |
| 一般社団法人 | 全国地質調査業協会連合会 | 会長 | 田中 誠 |

業務量の安定的な確保 及び 設計業務委託等技術者単価の引き上げ等 についての要望

平素は社会資本の計画的な整備・管理にご尽力され、また、建設関連業（測量業、地質調査業、建設コンサルタント業）の健全な発展に多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

国におかれましては、令和4年度公共事業予算の確保、並びに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に全力で取り組んでいただいていることに対しまして改めて感謝申し上げます。

公共工事に係る測量、調査及び設計は、公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たしており、私ども建設関連業といたしましては、引き続き、社会資本整備・維持管理の計画的・持続的推進に、発注者のパートナーとして役割を遂行していく所存です。

そのためには、経営環境の一層の改善と企業体制の充実・強化が必要であり、次の事項を強く要望します。私達は、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図りつつ、業務推進に全力で取り組んで参ります。

記

1. 設計ストック確保のための業務量の安定的確保

国民の安全・安心を確保するとともに、我が国の成長を支える社会資本整備の計画的な推進に必要な設計ストック等の蓄積を図るため、測量、地質調査及び設計関係の業務量の安定的な確保が必要であり、強く要望します。

2. 設計業務委託等技術者単価の更なる引き上げ

企業の最も重要な経営資源である技術者確保のために賃金水準の着実な向上が必要であり、更なる引き上げを要望します。

3. 働き方改革推進のための計画的な業務発注と適切な工期設定・工程管理

働き方改革の重要な柱である就業時間の改善に向けた業務履行期限の平準化、適切な工期設定・工程管理による長時間残業や休日出勤の回避等が必要であり、要望します。

4. DXの推進等、安全で活力ある社会を支える産業としての魅力向上とその支援

DX推進による生産性向上、技術力による選定等の品質確保対策、そして産業としての魅力の向上が必要であり、そのための環境整備等の支援を要望します。

以上

2022年（令和4年）1月吉日

公共工事品質確保に関する議員連盟

会長 根本 匠 様

コンサルティングエンジニアの社会的・
経済的地位の向上を目指すための要望

コンサルティングエンジニア連盟

会長 長谷川 伸一

令和4年度・予算編成にあたっての コンサルティングエンジニア連盟からの要望

コンサルティングエンジニア連盟は、平成13年に創設以来、「自然災害が多発する我が国の国民の安心・安全を守り、国土の持続的発展、更に国際的地位向上のために、継続的な社会資本整備は不可欠である」との認識のもと、社会資本の整備推進と維持管理、これを担うコンサルティングエンジニアの社会的・経済的地位の向上を目指し、建設コンサルタンツ協会と連携、活動する、建設コンサルタントに属する個人会員で構成される政治活動を推進する団体です。

令和3年10月現在、2,601名(令和2年比108%)の連盟会員を擁しております。令和3年から令和7年度までの5年間にわたる防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進が決定される中、新型コロナウイルス感染拡大の中で疲弊する経営の再構築、また新たな働き方としてオンライン化推進等への支援を含め、以下の事項について要望しますので、その実現に向けてご支援、ご協力をお願い致します。

◆令和4年度・予算編成にあたっての要望

1. 防災・減災、インフラ整備、国土強靱化の継続的推進と公共事業の当初予算の増大
2. 建設コンサルタントの職業的魅力アップ(新3K推進、業務集中分散)
3. 設計業務委託等技術者単価の継続的引き上げ
4. 新型コロナウイルス禍における受発注者の新たな働き方改革への支援
デジタル化、DX展開、オンライン・テレワーク化の整備・推進
5. 諸経費の引き上げ、新型コロナウイルス対応投資に対する助成制度の創設
6. 建設コンサルタント業界の存在・取り組みに対する国民の理解増進

◆地域からの具体的な要望（主として地方自治体に向けて）

1. 既存インフラの維持更新のための交付金を含む予算確保
2. 自治体の資格登録制度の確実な実施
3. 「産官学」共創の新たなインフラ整備構想の立案と推進
4. BIM/CIM本格導入に向けて、官側の技術的理解、及び歩掛改正
5. 価格競争中心の地方自治体の入札制度改革(技術力による選定の推進)
6. 特に体力の無い中小企業に対する担い手育成・確保のための助成金制度

以上

道路整備に関する要望

令和4年1月18日

一般社団法人 日本道路建設業協会

道路整備に関する要望

日本道路建設業協会は昭和20年の創設以来、我が国の社会・経済を支える道路の整備・維持管理の一翼を担ってきました。

当協会としては、我が国の道路インフラの整備を促進し、適切に維持・管理するとともに、地震や豪雨等による災害時の被災地域の復旧・復興を迅速に進めるために、最善の努力を果たす所存です。

以下の要望について特段のご配慮をお願いします。

1. 道路関係予算の確保

- (1) 民間サイドの計画的な人材確保、設備投資、技術開発を着実に進めるためにも、投資規模がわかるような中・長期計画の継続的な策定と、道路関係予算の安定的かつ持続的な確保をお願いします。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進と、必要な予算の確保をお願いします。

2. 働き方改革・担い手確保

- (1) 技能労働者の賃金水準を維持し、週休二日制の推進を図りながら担い手を確保するため、労務単価の増額をお願いします。
- (2) 舗装工事以外もふくめたプロジェクト全体のマネジメントの徹底や不明確な条件を踏まえた余裕のある工期設定などにより、適正な工期設定をお願いします。
- (3) 計画的な発注や、国債（ゼロ国債、事業円滑化国債等）および繰り越しの活用により、工事発注の平準化をお願いします。

3. 入札・契約制度

- (1) 限られた技術者の有効活用の観点から、舗装工事の発注規模については、各ランクにおいてできるだけ大きい規模での発注をお願いします。
- (2) 低入札価格調査基準の範囲の上限値について、引き上げをお願いします。

令和4年1月18日

一般社団法人 日本道路建設業協会

会 長 西 田 義 則

公共工事品質確保に関する
議員連盟 様

公共工事品質確保に関する
議員連盟に対する要望書

令和4年1月18日

一般社団法人 日本橋梁建設協会

要望事項

一般社団法人 日本橋梁建設協会は、社会資本の根幹をなす橋梁の建設や維持管理等を通じて地域経済発展に貢献する立場から、下記の事項について要望します。特段のご理解、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 国土強靱化に寄与する社会資本整備の着実な推進 施工量確保、円滑な公共工事の施工確保

- ① 革新的技術力と国際競争力向上に資する大規模プロジェクトの推進(阪神高速大阪湾岸道路西伸部、下北道路など)
- ② 高速道路ネットワークの早期完成、ミッシングリンクの解消
- ③ 暫定2車線供用区間の4車線化プロジェクトの推進
- ④ 橋梁の老朽化対策での架け替え工事、更新工事の推進と
保全・補修工事の採算性確保
- ⑤ 国土強靱化計画の着実な推進
- ⑥ 適切な維持管理財源確保のため、道路への損傷や地方財政等への影響も踏まえた税制の検討
- ⑦ 国土強靱化に寄与する社会資本整備の着実な推進を図るため、
工事の円滑な施工に関する取り組みの推進
(ダンピング対策の実施、適正な予定価格の設定、資材費等高騰に対する積算価格への迅速な反映)

2 建設産業の担い手確保・育成

- ① 労務単価等のさらなる引き上げ
- ② 建設産業の週休二日制導入と定着のための環境整備
- ③ 改正「品確法」第7条第1項第5号の実効性のある運用
(5～10年程度に亘る社会資本分野別の長期発注見通しの整理公表と施工時期の平準化)

公共工事品質確保に関する議員連盟 御中

要 望 書

令和4年1月18日

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会

建設業界では、多発する自然災害の防災や復旧に対応するための体制維持、少子高齢化・働き方改革など社会構造の変化に対応するための生産性向上、DXの推進等が喫緊の課題です。

そうした中、ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、「防災・減災・国土強靱化のための5カ年加速化対策」を着実に進めていくためには、建設産業の更なる環境整備が不可欠となっています。つきましては下記の通り要望いたします。

記

1. 技能者の処遇改善(労務単価・技術者単価)について

公共工事の持続的な品質確保のためには、将来の担い手確保が重要な課題となっております。

建設業を魅力ある産業とし、担い手を確保する観点から、継続的な労務単価・技術者単価の引き上げをお願いいたします。

2. 公共工事の円滑な発注と施工体制の確保について

「防災・減災・国土強靱化のための5カ年加速化対策」を着実に進めていくために、公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

つきましては、国土交通省をはじめ、公共工事の発注者に於かれましては、適切な予定価格や工期の設定、技術者の効率的な活用やダンピング対策など、円滑な施工に関する措置が着実に実施されるよう、より一層のご支援をお願いいたします。

以上

2022年1月18日

公共工事品質確保に関する議員連盟
会長 根本 匠 殿

全国建設労働組合総連合（全建総連）
中央執行委員長 中西 孝司

建設現場従事者の処遇改善に関する要望書

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公共工事品質法の改正を含めた「新・担い手三法」の制定、適切な社会保険加入の推進、公共工事設計労務単価の引き上げ、建設キャリアアップシステム（CCUS）の推進等により、現場従事者の確保と育成、処遇改善を通じた建設業の持続的発展に向けた取り組みが推進されていますが、現場従事者の賃金・就労環境は、他産業と比較しても依然として厳しい状況です。更には新型コロナの感染拡大が深刻な影響を及ぼしています。

公共工事品質法の徹底により、現場従事者への適正水準の賃金支払いと法定福利費の確保、処遇改善を目的とした働き方改革の推進、技能継承・担い手確保について、国、地方自治体も含め促進されるよう、以下の項目について要望いたします。

記

1. 現場従事者の処遇改善、担い手確保、公共工事の品質確保のため、公共工事設計労務単価の引き上げ、設計労務単価水準が反映された適正な賃金・単価、法定福利費等の必要経費が確保されるようにすること。
2. 1日8時間・週40時間就労を基準とした週休2日工事の推進、それに伴う適正な工期・積算数量等の設定、工事発注が徹底されるようにすること。休日の増加により、現場従事者の賃金が減少することがないように、労務費その他諸経費の係数補正が適正に行われるようにすること。
3. 「発注関係事務の運用に関する指針」に従い、公共発注者の責務として、下請業者・現場従事者への賃金支払いや適正な労働時間確保に関し、実態把握の徹底がされるようにすること。
4. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・促進のために、CCUSを法的制度と位置付けること。国・地方自治体におけるCCUSモデル現場設定の拡大、現場でのCCUS運用に係る経費確保、入札制度への加点等がされるようにすること。
5. 新型コロナ感染拡大による現場従事者の賃金・雇用、就労環境等への影響を考慮した工事発注、元下間における適正契約について、公共発注者としての責務が果たされるようにすること。

以上